

公布された条例のあらまし

◇奈良県個人情報保護条例及び奈良県情報公開条例の一部を改正する条例

第一 奈良県個人情報保護条例の一部改正

1 個人情報の定義の明確化等

個人情報、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義を次のとおり定めることとした。

ア 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。イ(イ)において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

(ア) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(イ) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に關し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録される

ことにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

ウ 要配慮個人情報 個人情報の本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他個人情報の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

2 個人情報取扱事務登録簿の記載事項の明確化

個人情報取扱事務登録簿に記載する個人情報の記録項目の内容を明確化することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県情報公開条例の一部改正

行政文書の開示請求において不開示とする個人に関する情報の範囲を明確化することとした。

第三 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

知事又は教育委員会の附属機関として、次の機関を設置することとした。

(1) 未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会を設置し、未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。

(2) 奈良県立都市公園公募設置管理制度審査委員会を設置し、都市公園法の評価の基準を定めること及び同法の規定による設置等予定者の選定に関する事務を担当させることとした。

(3) 平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会を設置し、平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に係る構想及び計画に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。

(4) 奈良県文化財保護体系推進会議を設置し、文化財保護の体系に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) 奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会
- (2) 新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会
- (3) 奈良県国民健康保険運営協議会
- (4) 奈良県健康長寿文化づくり推進会議
- (5) 眺望のいいレストラン認定審査会

3 奈良県協働推進審査会の担任する事項の変更

知事の附属機関である奈良県協働推進審査会の担任する事項を地域貢献活動助成事業等についての審査に関する事務から奈良県協働推進基金を活用する事業等についての審査に関する事務に変更することとした。

4 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、1の(2)は、規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県部設置条例の一部を改正する条例

1 部の統合

健康福祉部及び医療政策部を統合し、その名称を福祉医療部とするとともに、その所掌事務は次のとおりとすることとした。

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 社会保障に関すること。
- ウ 医療に関すること。
- エ 健康づくりに関すること。
- オ 公立大学法人奈良県立医科大学に関すること。
- カ 地方独立行政法人奈良県立病院機構に関すること。

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 県費負担教職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員

七、二七四人 ↓ 七、二四七人

- 2 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校

二、〇二四人 ↓ 一、九九一人

特別支援学校

一、〇八一人 ↓ 一、〇八六人

- 3 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所周辺区域内作業手当の支給

(1) 原子力災害対策特別措置法の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所周辺の区域であって人事委員会規則で定めるものにおいて職員が作業に従事したときは、本則の規定にかかわらず、緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所周辺区域内作業手当を支給することとした。

(2) (1)の手当の額は、従事した日一日につき四万円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めることとした。

- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事及び副知事の退職手当に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部改正

知事及び副知事の退職手当の支給割合を次のとおり引き下げることにした。

知 事 百分の六十三 ↓ 百分の六十・九

副知事 百分の四十五 ↓ 百分の四十三・五

- 2 教育長の給与等に関する条例の一部改正

教育長の退職手当の支給割合を次のとおり引き下げることとした。

百分の二十七 ↓ 百分の二十六・一

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例

1 特別会計の設置

国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険事業の管理及び運営を円滑に行うとともに、その経理の適正を図るため、奈良県国民健康保険事業費特別会計を設置することとした。

2 歳入及び歳出

(1) 歳入

負担金、国庫支出金、一般会計繰入金及び附属諸収入

(2) 歳出

運営費その他の諸支出

3 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の額の改定等

次の手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 危険物取扱者免状の交付手数料等の改定
イ 消防設備士免状の交付手数料等の改定
ウ 液化石油ガスの充てん設備の変更の許可申請手数料の改定
エ 砂利採取計画認可申請手数料等の改定
オ 地域通訳案内士登録申請手数料等の新設
カ 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料等の廃止
キ 介護医療院開設許可手数料等の新設
ク 介護サービス情報調査事務手数料の廃止
ケ 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等の新設
コ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等の新設

サ 破砕業の変更許可申請手数料の改定

シ 田園住居地域における建築等許可申請手数料の新設

ス 危険物取扱者試験手数料の改定

セ 消防設備士試験手数料の改定

ソ 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料の改定

(2) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係

ア 質屋営業許可手数料の改定

イ 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料等の改定

ウ 探偵業変更届出証明書交付手数料等の改定

エ 核燃料物質等運搬証明書書換え手数料の改定

オ 火薬類運搬証明書交付手数料の改定

カ 銃砲又は刀剣類を使用する国際競技に参加する外国人に対する所持許可手数料等の改定

キ 駐車監視員資格者証再交付手数料等の改定

ク 運転免許試験手数料等の改定

ケ 運転代行業認定申請手数料等の改定

その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、1の(1)のア、イ、ス

及びセは、同年五月一日から施行することとした。

◇奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 現行犯事件の臨検等を行うことができる間接地方税
産業廃棄物税は、現行犯事件の臨検等を行うことができる間接地方税とすることとした。
- 2 夜間執行の制限を受けない地方税
産業廃棄物税は、夜間執行の制限を受けない地方税とすることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日
平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務の追加
知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務について次のとおり追加することとした。

執行機関	事 務
知事	奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法に規定する通信制の課程及び同法に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
知事	高等学校等を退学した後、再び奈良県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
知事	奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	奈良県高等学校等奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

2 知事が自ら保有する特定個人情報を利用することのできる事務及び特定個人情報
情報

知事が自ら保有する特定個人情報を利用することのできる事務及び特定個人情報
情報は、次のとおりとすることとした。

執行機関	事務	特定個人情報
知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

3 知事から教育委員会への特定個人情報の提供を行う事務及び特定個人情報の追加

知事から教育委員会への特定個人情報の提供を行う事務及び特定個人情報について次のとおり追加することとした。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	奈良県高等学校等奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

教育委員会	国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	奈良県内の特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務の追加
住民基本台帳法に規定する条例で定める事務について次のとおり追加することとした。

(1) 奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法に規定する通信制の課程及び同法に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

(2) 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

(3) 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

(4) 奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

2 都道府県知事保存本人確認情報を提供する教育委員会の事務の追加
住民基本台帳法に規定する条例で定める教育委員会の事務として次のとおり追加することとした。

(1) 国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

(2) 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を

改正する条例

1 指定障害者支援施設の人員及び設備に関する特例の廃止

指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（以下「法」という。）に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設等（法に規定する指定障害児入所施設等をいう。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（法に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に規定する人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、条例の基準を満たしているものとみなすことができる特例を廃止することとした。

2 施行期日等

- (1) 平成三十年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定児童発達支援事業所に置くべき従業者

- (1) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（指定発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者を、指導員又は保育士から児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とすることとした。

- (2) 主として重症心身障害児（児童福祉法に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができることとした。

- (3) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者のうち看護師を、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）とすることとした。

- (4) (1)の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。

2 指定児童発達支援の取扱方針

(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととした。

ア 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

ウ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

オ 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

カ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

キ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(2) 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、(1)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。

3 指定児童発達支援事業者に係る情報の提供等の義務化

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととした。

4 共生型児童発達支援に関する基準

共生型児童発達支援の事業を行う次に掲げる事業者について満たすべき基準を定めることとした。

ア 指定生活介護事業者

イ 指定通所介護事業者等

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

5 基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業員

(1) 基準該当児童発達支援事業者が基準該当児童発達支援事業所に置くべき従

業者を、指導員又は保育士から児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とすることとした。

- (2) (1)の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。

6 指定医療型児童発達支援事業者に係る情報の提供等

- (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこととした。

- (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないこととした。

7 指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員

- (1) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができることとした。

- (2) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員のうち看護師を、看護職員とすることとした。

8 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準

居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準を定めることとした。

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

10 施行期日等

- (1) 平成三十年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定福祉型障害児入所施設の人員に関する基準の変更

指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者のうち看護師を、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）とすることとした。

2 指定福祉型障害児入所施設の人員及び設備に関する基準の規定の廃止

指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定障害者支援施設をいう。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（法に規定する施設障害福祉サービスをいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に規定する人員及び設備に関する基準を満たすことをもつて、条例に規定する基準を満たしているものとみなすことができる規定を廃止することとした。

3 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 共生型障害福祉サービスに関する基準

次に掲げる事業者について、それぞれが行う事業に関して満たすべき基準を定めることとした。

ア 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者

イ 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者

ウ 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等

エ 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等

オ 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等

カ 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等

キ 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等

ク 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等

ケ 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等

コ 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等

サ 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等

2 職場への定着のための支援の実施

指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないこととした。

3 通勤のための訓練の実施

指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこととした。

4 就労定着支援に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準

就労定着支援に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めることとした。

5 自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準

自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めることとした。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本指針並びに人員、設備及び運営に関する基準

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に関する基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 職場への定着のための支援の実施

生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないこととした。

2 通勤のための訓練の実施

就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 介護医療院の創設による職員配置の基準の見直し

サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときに調理員又はその他の従業者を置かないことができる本体施設に介護医療院を追加することとした。

2 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を

定期的に実施すること。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 介護医療院の創設による職員の配置の基準の見直し

(1) 介護医療院が本体施設である場合であつて、医師によりサテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型養護老人ホームに医師を置かないことができることとした。

(2) 介護医療院が本体施設である場合であつて、サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該サテライト型養護老人ホームに栄養士又は調理員、事務員その他の従業者を置かないことができることとした。

2 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 入所者の医療ニーズへの対応

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならないこととした。

2 介護医療院の創設による職員の配置の基準の見直し

(1) サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合において、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として医師及び調理員、事務員その他の職員の数を算出しなければならない本体施設に介護医療院を追加することとした。

(2) 介護医療院が本体施設である場合であって、サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該サテライト型居住施設に栄養士又は調理員、事務員その他の従業者を置かないことができることとした。

3 サービス提供困難時における紹介先の追加

特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合において、速やかに講じなければならない適切な措置に介護医療院を紹介することを追加することとした。

4 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

5 特別養護老人ホームの設備に関する特例の適用期限の延長

一般病床等を有する病院等の一般病床等を転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合の設備に関する特例の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長することとした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 サービス提供困難時における紹介先の追加

指定介護老人福祉施設が、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合において、速やかに講じなければならない適切な措置について、介護医療院を紹介することを追加することとした。

2 身体的拘束等の適正化

指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

3 緊急時等の対応

指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、条例に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならないこととした。

4 運営規程の追加

指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設が定めなければならない運営規程に、緊急時等における対応方法に係る規程を追加することとした。

5 指定介護老人福祉施設の設備に関する特例の適用期限の延長

一般病床等を有する病院等の一般病床等を転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の設備に関する特例の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長することとした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 介護医療院の創設による人員の基準の見直し

(1) 介護医療院が本体施設である場合であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型小規模介護老人保健施設に、医師、栄養士又は介護支援専門員を置かないことができることとした。

(2) 併設される介護医療院の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設に、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士を置かないことができることとした。

2 介護医療院の創設による施設の基準の見直し

医療機関併設型小規模介護老人保健施設及びユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設は、併設される介護医療院の調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設並びに当該介護医療院の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができることとした。

3 身体的拘束等の適正化

介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととするものとした。
ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上

開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

4 指定介護老人福祉施設の設備に関する特例の適用期限の延長

一般病床等を有する病院等の一般病床等を転換を行って、介護老人保健施設を開設しようとする場合の設備に関する特例の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長することとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 身体的拘束等の適正化

指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

2 指定介護療養型医療施設の人員等に関する特例の適用期限の延長

指定介護療養型医療施設の人員等に関する特例の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 サービス提供責任者が行う業務の追加

サービス提供責任者が行わなければならない業務として、居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うことを追加することとした。

2 不当な働きかけの禁止

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならないこととした。

3 共生型居宅サービスに関する基準

次に掲げる事業者について、それぞれが行う事業に関して満たすべき基準を定めることとした。

ア 共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者

イ 共生型訪問介護の事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者

ウ 共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者

エ 共生型通所介護の事業を行う自立訓練（機能訓練）事業者

オ 共生型通所介護の事業を行う自立訓練（生活訓練）事業者

カ 共生型通所介護の事業を行う指定児童発達支援事業者

キ 共生型通所介護の事業を行う指定放課後等デイサービス事業者

ク 共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者

4 指定訪問リハビリテーション事業所における医師の配置

指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所に一人以上の専任の常勤医師を配置しなければならないこととした。

5 介護医療院の創設に伴う基準の追加

指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所療養介護事業所及びユニット型指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合の基準を定めることとした。

6 看護職員による居宅療養管理指導の廃止

看護職員による居宅療養管理指導を廃止することとした。

7 指定居宅療養管理指導事業所の運営規程への追加

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の運営規程に、通常の事業の実施地域を定めておかなければならないこととした。

8 指定通所リハビリテーション事業所の管理者が必要な管理を代行させることができる者の追加

指定通所リハビリテーション事業所の管理者が、必要な管理の代行をさせることができる者に言語聴覚士を追加することとした。

9 指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者及びユニット型指定短期入所療養介護事業者における身体的拘束等の適正化

指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者及びユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること。

イ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

10 指定特定施設入居者生活介護事業者における身体的拘束等の適正化
指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を

定期的に実施すること。

11 指定福祉用具貸与の方針

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報についても提供するものとするものとした。

(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとするものとした。

12 療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

介護療養型医療施設又は医療療養病床から、平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って医療機関を併設した指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設を設置する場合について、次に掲げる特例を設けることとした。

ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認めること。

イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の兼用を認めること。

13 その他所要の規定の整備を行うこととした。

14 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、11の(1)については、同年十月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における医師の配置

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に一人以上の専任の常勤医師を配置しなければならないこととした。

2 介護医療院の創設に伴う基準の追加

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合の基準を定めることとした。

3 看護職員による居宅療養管理指導の廃止

看護職員による居宅療養管理指導を廃止することとした。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の運営規程への追加

指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の運営規程に、通常の事業の実施地域を定めておかなければならないこととした。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業者における身体的拘束等の適正化

指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること。

イ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

6 共生型介護予防短期入所生活介護に関する基準

共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者について、共生型介護予防短期入所生活介護の事業に関して満たすべき基準を定めることとした。

7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者における身体的拘束等の適正化

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を

定期的に実施すること。

8 指定介護予防福祉用具貸与の方針

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報についても提供するものとする事とした。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする事とした。

9 介護予防福祉用具貸与計画の交付先の追加

福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、利用者に加えて当該利用者に係る介護支援専門員に当該介護予防福祉用具貸与計画を交付しなければならないこととした。

10 療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

介護療養型医療施設又は医療療養病床から、平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って医療機関を併設した指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を設置する場合について、次に掲げる特例を設けることとした。

ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認めること。

イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の兼用を認めること。

11 その他所要の規定の整備を行うこととした。

12 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、8の(1)については、同年十月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 財政安定化基金拠出率の改定

財政安定化基金拠出金に係る条例で定める割合は、十万分の四十（現行十万分の四十一）とすることとした。

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、奈良県国民健康保険事業費特別会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。

2 交付事業の要件

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「政令」という。）の条例で定める特別の事情は、災害その他知事が定める事情とすることとした。

3 抛出金

知事は、政令の規定により、市町村から、知事が定める額を財政安定化基金抛出金として徴収することとした。

4 延滞金

知事は、貸付金に対する償還金又は財政安定化基金抛出金を納期限までに納付しなかった市町村から、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合（閏年は、平年と同様に扱う。）で計算した延滞金を徴収することとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県安心こども基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成三十三年六月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターに係る運営の基準の

変更

主として自閉症児及び肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設並びに主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置かなければならない職員のうち看護師を、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）とすることとした。

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例

例

1 既存病床数及び申請病床数の補正対象の変更

(1) 医療法施行規則の改正に伴い、既存病床数及び申請病床数の補正対象とされていた無菌病室の病床、集中強化治療室の病床及び心疾患強化治療室の病床を補正対象としないこととした。

(2) 医療法の改正に伴い、既存病床数の補正対象とされていた介護老人保健施設の入所定員数については、補正対象としないこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

1 保護者の書面等提出義務の追加等

(1) 保護者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由を記載した書面を提出する方法に加え、電磁的記録を提出する方法によることができることとした。

(2) 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約を締結する場合又はその保

護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、法の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（法に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

1 機構関連事業に係る分担金

機構関連事業に係る分担金については、徴収しないこととした。

2 機構関連事業に係る特別徴収金

(1) 県は、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、土地改良法（以下「法」という。）の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度とする。）から起算して八年を経過しない間に法に掲げる者が法に定める場合に該当する行為をしたときには、その者から、特別徴収金を徴収することとした。

(2) (1)の特別徴収金の額は、アに定めるところにより算定した額からイに定めるところにより算定した額を差し引いた額とすることとした。

ア 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

イ 当該機構関連事業につき法の規定により県が徴収する負担金の額に、特

別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 負担金の利率の変更

国営大和紀伊平野土地改良事業に係る負担金の利率を年〇・二パーセントとすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県中山間ふるさと水と土保全基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の変更

基金を処分できる場合を、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときとすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

1 公営住宅の入居決定者等の入居要件の緩和

知事は、条例の規定にかかわらず、公営住宅の入居決定者等について、特別の事情があると認める場合は、連帯保証人を定めないこと及び誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができることとした。

2 公営住宅の入居者であって、認知症である者等に対する収入の申告義務の緩和

(1) 知事は、入居者（介護保険法に規定する認知症である者等に限る。）が条例の規定による収入の申告をすること及び報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、条例の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行令（以下「政令」という。）で定めるところにより、条例の規定により認定した当該入居者の収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができることとした。

(2) 知事は、(1)の入居者が条例の規定に該当する場合において条例の規定による収入の申告をすること及び報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、条例の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、条例の規定により認定した当該入居者の収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができることとした。

3 収入の額の認定方法

知事は、2の(1)の入居者が、条例の規定による収入の申告をすること及び条例の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めた場合において規則で定める方法により把握した収入に基づき、収入の額を認定することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 日影による中高層の建築物の高さの制限を行う地域の追加等

(1) 日影による中高層の建築物の高さの制限を行う地域に田園住居地域を追加することとした。

(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域における建築基準法の規定により条例で指定する平均地盤面からの高さは、四メートルとすることとした。

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 都市計画法の改正に伴う田園住居地域に係る規制
都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による都市計画法の改正に伴い、次に掲げる規制の対象地域に田園住居地域を追加することとした。
 - ア 風俗営業の許可に係る営業所の設置の制限
 - イ 風俗営業、特定遊興飲食店営業及び深夜における飲食店営業の騒音に係る規制
 - ウ 深夜における酒類提供飲食店営業の禁止
- 2 手数料の額の改定
 - (1) 次の手数料の額の改定を行うこととした。
 - ア 風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認申請手数料
 - イ 特例風俗営業者の認定申請手数料
 - (2) 特定遊興飲食店営業の許可申請手数料の額から減ずる額の改定を行うこととした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日
平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止する条例

- 1 条例の廃止
奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成二十七年三月奈良県条例第七十一号）は、廃止することとした。
- 2 施行期日
平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

- 1 条例の廃止
奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年十二月奈良県条例第

二十七号)は、廃止することとした。

2 施行期日

平成三十年三月三十日から施行することとした。

◇奈良県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年十月奈良県条例第十四号)は、廃止することとした。

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県医療施設耐震化促進基金条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県医療施設耐震化促進基金条例(平成二十二年三月奈良県条例第四十七号)は、廃止することとした。

2 施行期日

平成三十年三月三十一日から施行することとした。

◇奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

1 目的

この条例は、本県における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となっていることを踏まえつつ、住宅宿泊事業法(以下「法」という。)に基づく住宅宿泊事業の実施の制限その他住宅宿泊事業の適切な実施に必要な措置を講ずることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による県民の生活環境の悪化を防止し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とすることとした。

2 住宅宿泊事業の実施の制限

住宅宿泊事業(法のいずれにも該当しない住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業及び法のいずれかに該当する住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業のうち規則

で定める要件に適合するものを除く。）は、次に掲げる区域に応じ、それぞれに掲げる期間においては、実施してはならないこととした。

ア 旅館業法に掲げる施設のうち規則で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲百メートル以内の区域（規則で定める区域を除く。） 月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間その他規則で定める期間を除く。）

イ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する歴史的風土特別保存地区並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に規定する第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に該当する区域 当該区域が所在する市町村において国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として知事が指定する期間

3 住宅宿泊事業を適切に実施するための体制整備

(1) 住宅宿泊事業者（法の規定による住宅宿泊管理業務の委託（以下「住宅宿泊管理業務の委託」という。）がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者を除く。）は、法に規定する義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基準に従って、住宅宿泊事業を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならないこととした。

ア 法の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び法の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

イ 届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

(2) 住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者が法の規定により住宅宿泊管理業者から交付される書面には、(1)のア及びイに掲げる基準に準じて住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制が整備されていることを確認するために必要な事項として規則で定めるものが記載されていなければならないこととした。

4 住宅宿泊事業者の公表

知事は、住宅宿泊事業者に関し、次に掲げる事項を届出住宅ごとに整理し、

インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとすることとした。

ア 法の届出書に記載されている事項のうち知事が必要と認めるもの

イ 法の書類に記載されている事項のうち知事が必要と認めるもの

ウ 法の標識に記載されている事項のうち知事が必要と認めるもの

エ その他規則で定める事項

5 その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

6 罰則

2に違反して住宅宿泊事業を営んだ者は、五万円以下の過料に処することとした。

7 施行期日

平成三十年六月十五日から施行することとした。

◇奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準について次のように定めることとした。

(1) 総則

(2) 基本方針

(3) 人員に関する基準

(4) 施設及び設備に関する基準

(5) 運営に関する基準

(6) ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

ア (6)の趣旨及び基本方針

イ 施設及び設備に関する基準

ウ 運営に関する基準

2 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県国民健康保険運営協議会委員定数条例

1 委員の定数

国民健康保険法施行令の規定による奈良県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、十二人とするものとした。

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行するものとした。

◇奈良県国民健康保険財政調整基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とするものとした。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとした。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができるものとした。

5 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができるものとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めるものとした。

7 施行期日等

(1) 公布の日から施行するものとした。

(2) その他所要の経過規定を置くものとした。

